	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厄	0.夕丰竺 0.夕竺 西	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働
1	厚生労働大臣	2条表第2条第一項	大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しく
2	全国健康保険協会	2条表第2条第二項	は保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	2条表第2条第三項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
<u> </u>	健康休陕祖口	2 宋衣弟 2 宋弟二垻	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含
4	総務大臣又は都道府県知事	2条表第2条第四項	総和法 (人正十二年法律第四十八号。他の法律において学用する場合を含む。第六条において同じ。) による年金である給付又は一時金の支給に関す
4	心切八足人は印起州朱州事	2 未农为 2 未为口收	る事務であって第六条で定めるもの
			船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員
5	厚生労働大臣	2条表第2条第五項	保険に関する事務であって第七条で定めるもの
			船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十
			九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十
6	全国健康保険協会	2条表第2条第七項	号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされ
			た平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保
			険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
	1		児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子
7	都道府県知事	2条表第2条第十一項	縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費
,	(和) 是	2米衣第2米第1一項	若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条
			で定めるもの
8	都道府県知事	2条表第2条第十三項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十
	部/三/13 /K/石子		五条で定めるもの
			児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通
9	市町村長	2条表第2条第十五項	所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給
			又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	2条表第2条第二十項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二
			十二条で定めるもの
11	市町村長	2条表第2条第二十八項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条
			で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の
12	市町村長	2条表第2条第三十七項	対体障害有価値点による障害価値り ことへ、障害有义援施設等への人所等の 措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に
13	都道府県知事	2条表第2条第三十九項	関する事務であって第四十一条で定めるもの
			生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であっ
14	都道府県知事等	2条表第2条第四十二項	て第四十四条で定めるもの
			地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森
1 -	+ m-++ =	0夕丰空 0夕空四十四百	林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)によ
15	市町村長	2条表第2条第四十八項	る地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定める
			もの
16	都道府県知事	2条表第2条第四十九項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による
10	1120m 宋小 丁	2 未农免 2 未免臼 1 儿块	地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
	公営住宅法(昭和二十六年法律第百		公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。
17	九十三号)第二条第十六号に規定す	2条表第2条第五十三項	第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
	る事業主体である都道府県知事又は		
	市町村長		
18	日本私立学校振興・共済事業団	2条表第2条第五十七項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事
			務であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	2条表第2条第五十八項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務で
	文部科学大臣又は都道府県教育委員		あって第六十条で定めるもの 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため
20		2条表第2条第五十九項	
	会 都道府県教育委員会又は市町村教育		必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であっ
21	委員会	2条表第2条第六十三項	て第六十五条で定めるもの
	安兵五		国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七
22	国家公務員共済組合	2条表第2条第六十五項	条で定めるもの
			国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
23	国家公務員共済組合連合会	2条表第2条第六十六項	(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事
	Committee of the commit		務であって第六十八条で定めるもの
0.1		0.6 + 40 0.5 + 1	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であっ
24	市町村長又は国民健康保険組合	2条表第2条第六十九項	て第七十一条で定めるもの
			国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関
25	厚生労働大臣	2条表第2条第七十三項	する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で
			定めるもの
		2条表第2条第七十五項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の
26	市町村長		

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
	住宅地区改良法(昭和三十五年法律		住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をい
27	第八十四号)第二条第二項に規定す	2条表第2条第七十六項	う。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若
21	る施行者である都道府県知事又は市	2 未致第 2 未第 6 1 八気	しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定める
	町村長		もの
28	都道府県知事等	2久主第 2 久第 7 丄 _ 百	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条
20		2条表第2条第八十一項	で定めるもの
20	44十八致 22 41 这 41 人	2名主体 2名 年 3 上二百	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十
29	地方公務員共済組合	2条表第2条第八十三項	五条で定めるもの
			地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する
30	地方公務員共済組合又は全国市町村	2条表第2条第八十四項	施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関
	職員共済組合連合会		する事務であって第八十六条で定めるもの
			老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事
31	市町村長	2条表第2条第八十六項	務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	2条表第2条第八十七項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
32	MILLE ST. L.	2.米农第2.米第八十七次	
33	都道府県知事	2条表第2条第八十八項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに
			関する事務であって第九十条で定めるもの
0.4	15074 T.C. (-T) F C		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養して
34	都道府県知事又は市町村長	2条表第2条第八十九項	いるもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で
			定めるもの
35	都道府県知事等	2条表第2条第九十項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第
	HEXEND NOVEL 3	2 3/4 2/3/3 2 3/4/3/3 0 1 3/4	九十二条で定めるもの
36	 厚生労働大臣又は都道府県知事	2条表第2条第九十一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関
30	序工分 國人正人 W 即是 的	2 * 3 * 2 * 3 * 7 * 1 * 3 * 7	する事務であって第九十三条で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別
37	都道府県知事等	2条表第2条第九十二項	障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当
			の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	2条表第2条第九十六項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
			労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に
39	 厚生労働大臣又は都道府県知事	2条表第2条第九十八項	関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定め
03	万工为 國人正人 16 时 三		るもの
	市町村長(児童手当法第十七条第一		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八
40		2条表第2条第百六項	
	■ 項の表の下欄に掲げる者を含む。) ■ ■		条で定めるもの 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災
11	+ m-++ =	2夕丰竺 2夕竺子 3 西	
41	市町村長	2条表第2条第百八項	害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する
			事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	2条表第2条第百十五項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険
			料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する
	する法律(平成五年法律第五十二		事務であって第百二十六条で定めるもの
43	号)第十八条第二項に規定する賃貸	2条表第2条第百二十四項	
	住宅の建設及び管理を行う都道府県		
	知事又は市町村長		
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
44	都道府県知事等	2条表第2条第百二十五項	特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務で
			あって第百二十七条で定めるもの
			厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下
		_ , , , ,	「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚
45	厚生労働大臣	2条表第2条第百二十九項	生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給
			に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
	平成八年法律第八十二号附則第三十		平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支
	二条第二項に規定する存続組合又は		
46		2条表第2条第百三十項	給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
	平成八年法律第八十二号附則第四十		
	八条第一項に規定する指定基金		
47	市町村長	2条表第2条第百三十二項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に
			関する事務であって第百三十四条で定めるもの
	都道府県知事又は保健所を設置する		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第
48	市(特別区を含む。)の長	2条表第2条第百三十七項	百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三
	TO A C D D S TRUMP SI		十九条で定めるもの
			厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農
			林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一
49	厚生労働大臣	2条表第2条第百三十八項	号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により
49		4040 - 17 17	
49	3 = 33 237 7		厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支
49	., _,,,,,,		厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であって第百四十条で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
50	独立行政法人農業者年金基金	2条表第2条第百四十項	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	2条表第2条第百四十一項	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四号) による学資 の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	2条表第2条第百四十二項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	2条表第2条第百四十四項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	2条表第2条第百四十七項	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則 第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃 止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である 給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都 道府県教育委員会	2条表第2条第百五十一項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	2条表第2条第百五十二項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって 第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	2条表第2条第百五十五項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	2条表第2条第百五十六項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支 給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	2条表第2条第百五十八項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事 務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律第十条に規定する特定公 的給付の支給を実施する行政機関の 長等(行政機関の長、地方公共団体 の機関、独立行政法人等、地方独立 行政法人(地方独立行政法人法(平 成十五年法律第百十八号)第二条第 一項に規定する地方独立行政法人を いう。))	2条表第2条第白六十頃	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	2条表第2条第百六十一項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年 五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年 社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しな い者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」とい う。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条 で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十 九年三月二十八日付け国住備第百六 十号国土交通省住宅局長通知)第二 条第九号に規定する地域優良賃貸住 宅(公共供給型)又は同条第十六号 に規定する公営型地域優良賃貸住宅 (公共供給型)の供給を行う都道府 県知事又は市町村長		地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	2条表第2条第百六十四項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
	都道府県知事		「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第
0.4			○三三一○○一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要
64		2条表第2条第百六十五項	綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条
			で定めるもの
	都道府県知事		「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七
65		2条表第2条第百六十六項	日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変
00			治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の
			実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
			国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し
cc	文部科学大臣	2名主第2名第五十十七百	への支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する
66	文部科学人 尼	2条表第2条第百六十七項	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定め
			るもの
	救送应用知事以比較送应用教育系具		高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	2条表第2条第百六十八項	六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支
			給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
	都道府県知事又は都道府県教育委員 会		高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二
68		2条表第2条第百六十九項	十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のため
00		2 未农第 2 未免日八十九頃	の給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定め
			るもの
	都道府県知事又は都道府県教育委員 会		高等学校等修学支援事業費補助金 (専攻科の生徒への奨学のための給付金)
69		2条表第2条第百七十項	交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻
0.5		2 未获为 2 未为 1 6 1 次	科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって
			第百七十二条で定めるもの
	文部科学大臣	2条表第2条第百七十一項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の
70			生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定
, ,			する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条
			で定めるもの
	都道府県知事又は都道府県教育委員 会	2条表第2条第百七十二項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱
71			(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支
			援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
	都道府県知事	2条表第2条第百七十三項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二
72			百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基
12			づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定め
			るもの